



デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 今後の検討事項（案）

令和7年1月
総務局

これまでの検討

- ◆ **情報流通プラットフォーム対処法**の施行に向けて、**省令・ガイドラインを策定**
(現在、省令案・ガイドライン案について、意見募集中（令和7年1月23日まで）)

⇒法の施行期日は、公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となるが、早期施行を目指す。

今後の検討

- ◆ **健全性検討会における制度的対応に係る提言**（☞P2、3）を受けた深掘り

⇒政府の闇バイト関連対策の動き（☞資料3-2、資料3-3）も踏まえ、対応の在り方について検討

<検討に当たり今後実施する事項>

- ✓ **諸外国の制度整備の動向調査**

（例）違法情報の削除の義務化、違法・有害情報に対するリスク評価・軽減措置 等

- ✓ **総務省による闇バイトの募集活動への対応に関する要請**（※）への対応も含め、**PF事業者に違法情報への対応に関する取組についてヒアリング**

⇒制度WGとの合同会合で春頃にヒアリングを実施予定

（※）SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化、SNS等の利用者に対する注意喚起・周知活動等を要請

 **本年夏頃、方向性の整理を目指す**

I 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方

1. 対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に関する基本的な考え方

- ✓ 情報伝送PF事業者において何らかの対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲等

2. 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型

- ✓ 対象とする偽・誤情報の範囲に照らした比例的な対応等

3. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策

- ✓ 対象とするコンテンツモデレーションの範囲（特に、収益化の停止、ラベルの付与、情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションや、情報の可視性に一定の影響を与える表示順位の低下を対象に含めるか否か）等
- ✓ 対象とする偽・誤情報の特性・性質に応じ、いかなる主体からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの実施を促進すべきか 等

4. 偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策

- ✓ 情報伝送過程で偽・誤情報の発信を抑止するための追加的な方策（アカウント登録時やアカウント情報変更時等の本人確認の厳格化等）等

II 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減

1. 情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施

- ✓ 将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置（サービスアーキテクチャの変更、利用規約等の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセスの変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置）

2. 特に災害発生時等における対応

- ✓ 影響予測と軽減措置の確実な実施について制度整備を含む具体化

Ⅲ マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備

1. 連携・協力の目的

- ✓ デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けたガバナンスの在り方等に関し、国内外の民産学官のマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら安定的かつ継続的に議論・検討する枠組みについて、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化

2. 協議会の設置

- ✓ マルチステークホルダーによる協議・決定については、その実効性を担保するため、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化

3. 協議会の役割・権限等

- ✓ 協議会に一定の役割・権限等を持たせる方向で具体化 等

Ⅵ その他全体に共通する事項

1. 執行手段・プロセス

- ✓ 執行手段・プロセス（例えば、報告徴収・勧告・命令、罰金、課徴金、民事的救済等）の選択及び具体的な設計を含め、比例性や外資系を含む事業者への抑止効果、自主的改善に向けたインセンティブ効果等を勘案しつつ検討

2. 対象事業者の範囲

3. 生成AIを用いて生成される情報への対応

- ✓ 生成AIを用いて生成される偽・誤情報への対応に関する制度面からのアプローチについて、今後の技術の進展やサービスの普及の状況、国際的な議論動向等を踏まえつつ、必要な対応を検討

※「Ⅳ 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「Ⅴ 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」については、広告に関するものであるため、概要では省略

ご議論いただきたい点

- 1 健全性検討会における制度的対応に係る提言を深掘りしていくに当たり、どの事項から、どのように深掘りしていくべきか。**
 - ☞ 偽・誤情報には「権利侵害情報」、「違法情報」、「有害情報」に分類されるが、表現の自由などの観点から、それぞれ対応の在り方は異なると考えられる。
権利侵害情報は、情報流通プラットフォーム対処法により一定の効果が期待できるが、その他のカテゴリについて、どの事項から、どのように深掘りしていくべきか。
- 2 デジタル空間では、偽・誤情報にとどまらず、様々な情報が流通することによる課題（闇バイト問題など）への対応について、どのように考えるべきか。**
 - ☞ 偽・誤情報に限らず、闇バイトの募集情報を含む違法情報の流通について、どのように対策を考えるべきか。
 - ☞ 違法情報の流通による被害が大きいことを踏まえ、まずは違法情報に対する対策を進めてはどうか。
- 3 今後、諸外国の制度整備の動向調査を行うに当たり、特に確認が必要な点はどのようなものがあるか。**
- 4 今後、闇バイトの募集活動への対応に関する要請を受けた取組内容も含め、違法情報への対応に関し、SNS事業者に対するヒアリングを実施していくに当たり、特に事業者に対して確認が必要な点はどのようなものがあるか。**

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、**
- **大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示する。**
- あわせて、第28条に基づく運用状況の公表に当たり、可能な限り、**申出の受付件数等をガイドラインの分類に基づいて区分**することを求める。

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（権利侵害情報）

1-1. 対象となる権利・利益

- 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権及び著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化し、関連する裁判例もあわせて掲載する。

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合として、「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」を規定する。

2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（法令違反情報）

2-1. 対象となる情報

- わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、その他の区分に基づき、関係法令を分類するとともに、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に示す。

2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を規定する。

2-1-4. 犯罪実行者の募集関係

- (1) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集（職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条）

インターネット等を通じて、**いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引（募集）する情報の発信**は、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」として、**関係法令に違反し得る。**

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務であることを提示（「ホワイト案件」等、実態上、違法・有害な業務であることを示唆する文言の掲載を含む。）するとともに、「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」、「ドライバー」、「送迎」、「書類運搬」、「荷物を運ぶ仕事」等、犯罪実行者の募集を示唆する表現が記載されている場合

- (2) 募集情報の的確な表示（職業安定法第5条の4、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第12条）

労働者の募集を行う者が、インターネット等を通じて募集に関する情報を提供するときに、**虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行った場合、関係法令に違反し得る。**

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

○「雇用しようとする者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金」について記載がない場合

また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する特定業務委託事業者が、インターネット等を通じて同条第1項に規定する特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときも、**虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行った場合、関係法令に違反し得る。**

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

○「特定受託事業者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務の内容、業務に従事する場所及び報酬」について記載がない場合